

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

再生計画認可決定等における少額減価償却資産の評価益計上について

《内容》

再生計画認可の決定等があった場合には、資産の評価益の額として一定の金額が益金の額に算入されていますが、A社は今期に再生計画認可の決定を受けました。このような場合に、例えば、租税特別措置法第67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受けた減価償却資産の評価益は計上することになるのでしょうか。

『答』

平成25年度の税制改正において、法人税法施行令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は同令第133条の2第1項《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受けた減価償却資産その他これに類する減価償却資産について、評価益の益金算入の対象としないこととされました（法令24の2④五）。

この「その他これに類する減価償却資産」として、租税特別措置法第67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受けた減価償却資産も該当し、評価益の益金算入の対象としないこととされています。

（解説）

- 1 内国法人について再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき一定の評定を行っているときは、その資産の評価益の額として一定の金額が益金の額に算入されています（法25③）。

なお、この資産の評価益計上に関して、平成25年度の税制改正前は、その資産の時価と帳簿価額との差額がその内国法人の資本金等の額の2分の1に相当する金額と1,000万円とのいずれか少ない金額に満たないときは、その資産は評価益の益金算入の対象から除くという金額基準が設けられていました（旧法令24の2④五）。

- 2 しかしながら、平成25年度の税制改正において、上記1の金額基準は廃止することとされ、新たに法人税法施行令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は同令第133条の2第1項《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受けた減価償却資産その他これに類する減価償却資産について、評価益の益金算入の対象としないこととされました（法令24の2④五）。

この趣旨としては、法人税施行令第133条及び第133条の2第1項の規定は、企業会計における重要性の原則から重要性の乏しい資産について、会計上資産に計上することなく費用として損金経理をした場合には、減価償却資産の取得価額に相当する金額の全部又は一部の減価（損金算入）を認める旨の規定であることから、これらの規定の適用を受けた減価償却資産について、改めて評価益の計上（益金算入）を行い、その後、再度の減価償却を通じて費用化（損金処理）を行わせることは適当ではないこと、また、評定事務の実情を踏まえ過度な負担となることを避ける必要があることなどから、このような減価償却資産については、評価益の益金算入の対象としないこととされたものとされています。

3 ところで、上記2の法人税法施行令第24条の2第4項第5号に規定する「その他これに類する減価償却資産」にはどのようなものが該当するかという点について、同号の規定の趣旨は前述のとおりですので、これに類するものとして、例えば、中小企業の事務負担に配慮して設けられた措置法第67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受けた減価償却資産が該当するとされています（法人税基本通達4-1-9）。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。